様式2

不利益処分に係る処分基準

処分の名称	マンション敷地売却組合の設立認可の取消し
根拠条例·規則等名	マンションの建替え等の円滑化に関する法律
条項	第161条第4項
所 管 部 課	建設局 建築部 住宅政策課 (電話:048-829-1518)
処 基 準 (未設定の理 由) 本文学	・処分基準は、法第161条第4項の定めによる。
設定等年月日	平成 26 年 12 月 24 日設定 平成 26 年 12 月 24 日最終改正
備 考	